

実施協議報告書

目 次

実施協議報告書

1. プロジェクトの実施期間.....	1
2. 中米側のプロジェクト実施体制.....	1
3. プロジェクトの枠組み.....	2
4. 各国における協力対象サイトの選定.....	2

【付属資料】

1. 事業事前評価表
2. 各国政府機関と署名した討議議事録 (R/D)
 - 2-1 コスタリカ
 - 2-2 エル・サルバドル
 - 2-3 グアテマラ
 - 2-4 ホンジュラス
 - 2-5 パナマ
3. CEPREDENAC 事務局と署名したミニッツ (M/M)

2006年9月から10月にかけて実施した事前調査により、中米各国の防災分野に係る調査をおこない、中米各国政府からの協力要請内容を踏まえてプロジェクトの基本計画案を策定したうえで、中米各国の政府代表者と協議・合意形成した。合意内容は事前調査ミニッツ（M/M）としてとりまとめ、日本側と中米側関係機関との間で署名した。事前調査団の帰国後、事前調査により策定したプロジェクトの基本計画案について、事前評価をおこなった結果、プロジェクト実施の妥当性が高いことを確認した。事前評価の結果は事前評価表にとりまとめた（付属資料1：事業事前評価表を参照）。

これを受けて、中米各国の在外事務所を通じて、各国のプロジェクト関係機関及び CEPREDENAC 事務局と協議をおこない、プロジェクト実施にあたって双方の取るべき措置を定めた討議議事録（R/D）（付属資料2参照）を各国においてそれぞれ関係機関と署名し、また CEPREDENAC 事務局とは各国の R/D と同様の内容を記載したミニッツ（M/M）（付属資料3参照）を作成して双方で署名をおこなった。プロジェクトの協力対象5カ国との R/D、及び CEPREDENAC 事務局との M/M の署名は、2007年5月30日までに全て完了し、同日2007年5月30日から5年間の協力期間が開始された。

事前調査からプロジェクトが開始されるまでの間、中米各国政府の人員交替などの状況の変化や JICA 内部におけるプロジェクト基本計画の詳細な検討に伴い、事前調査で策定したプロジェクトの基本計画にいくつかの変更を加えることとなった。或いは、R/D 及びミニッツ署名の時点では変更しないものの、協力開始後にさらに協議を継続したうえで計画変更を検討すべき事項が特定された。以下、主要な変更の内容と継続協議を要する点について記述する。

1. プロジェクトの実施期間

事前調査で署名したミニッツでは、プロジェクトの協力予定期間を2007年4月1日から2012年3月31日までの5年間と設定されていた。しかしながら、JICA 内部での詳細な計画検討、並びに中米5カ国の関係機関及び CEPREDENAC 事務局との調整に時間を要したため、協力開始時期が約2ヶ月遅れ、2007年5月30日から5年間となった。

2. 中米側のプロジェクト実施体制

事前調査における合意に基づき、CEPREDENAC 事務局からプロジェクト・ダイレクターを、協力対象5カ国の実施機関からプロジェクト・マネージャーを各1名ずつ指名することとなり、プロジェクト・ダイレクターに CEPREDENAC 事務局長が、プロジェクト・マネージャーに各国の国家防災機関の長が就任することとなった。しかしながら、本来は各国防災機関長により構成される CEPREDENAC 理事会の調整役である CEPREDENAC 事務局長が、CEPREDENAC 理事会のメンバーである各国防災機関長より上位の職位に就くのは不適切であるというコメントがいくつかの国の国家防災機関長から出された。

しかしながら、この問題については短期間での調整が困難であると判断されたため、プロジェクト開始後の適当な時期に実施体制を見直すことを条件に、上記にて提案どおりの実施体制として R/D 及びミニッツの署名を進めることで関係者が合意した。

事前調査の合意によれば、中米側の合同調整委員会メンバーとして、CEPREDENAC 事務局から選出されるプロジェクト・ダイレクターの他、プロジェクト代表者2名を各国の窓口

担当者の中から選出することとしていた。しかしながら、全ての参加国の代表が合同調整委員会に参加し、プロジェクトの進捗状況に関する情報を共有しプロジェクトの運営に参画することが、中米域内におけるプロジェクトの成果普及促進に重要であると、その後の検討・協議の過程において判断されたことから、各国のプロジェクト・マネージャーを合同調整委員会のメンバーとすることとした。

3. プロジェクトの枠組み

事前調査で合意されたプロジェクトの枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動の構成）は、実施協議を経て R/D の署名に至る過程で若干の変更が加えられた。主要な変更内容は以下のとおりである。

(1) 上位目標

事前調査で合意した上位目標は、「中米域内の防災に係る情報・知見・方法論が、中米域内の異なる地域間で共有され、活用される」であった。しかし、本件プロジェクトは防災一般を扱うものではなく、コミュニティ及び市町村レベルの地方自治体の防災力強化（これを本プロジェクトでは「コミュニティ防災」と定義する）に焦点を当てている。中央政府防災関係機関、防災研究機関、地域防災機関に対する支援も、コミュニティ防災を促進・支援する能力の開発を目的としている。従って、上位目標を、防災一般ではなく「コミュニティ防災にかかる情報、経験、手法等が、中米域内の異なる地域間で共有され、活用される」と修正した。

なお、R/D に記載した「コミュニティ防災」の英文は、事前調査で合意されたプロジェクトの枠組みの成果 4（Output 4）に登場する「local disaster risk management」という語句を対応させた。

(2) プロジェクト目標

事前調査で合意した上位目標は、「対象地域においてコミュニティおよび市政府当局の防災に関する能力が強化され、その知見が蓄積・交換されるようになる」であった。しかし、これでは中央政府防災関係機関、防災研究機関、地域防災機関（CEPREDENAC）がコミュニティ防災を適切に支援できるようになるためにプロジェクトで取り組む能力開発が、プロジェクト目標と整合しない印象を与える。従って、プロジェクト目標を「対象コミュニティ及び対象自治体の防災能力が向上するとともに、各国防災関連機関、及び CEPREDENAC 調整事務局のコミュニティ防災を推進する能力が強化される」に変更した。

なお、変更前のプロジェクト目標に含まれていた「その知見が蓄積・交換されるようになる」という部分は、変更後のプロジェクト目標の「各国防災関連機関、及び CEPREDENAC 調整事務局のコミュニティ防災を推進する能力が強化される」の一部として含まれると解釈している。すなわち、コミュニティ防災に係る知見の蓄積・交換を、各国防災関連機関、及び CEPREDENAC 調整事務局に求められる能力の一部と見なしている。

(3) 成果

事前調査で設定した 5 つの成果について、R/D においては表現に多少の変更が加えられたものの、その意味する内容については変更されていない。

(4) 活動

事前調査で設定した活動内容と比較し、R/Dに記載された活動内容は、文章表現や活動の順序の変更、記載内容の具体化などに伴う変更が加えられているものの、本質的な内容の変更はおこなわれていない。

4. 各国における協力対象サイトの選定

事前調査での合意では、各国における協力対象サイトの選定を、協力開始までに完了しておくこととなっていたが、いくつかの国では協力対象サイトの選定が難航した。しかしながら、これらの国のサイト選定が終了するまで協力開始を待つこととした場合、既に協力対象サイトの選定が終了している国が不利益を受けることになるため、サイト選定が終了していない国は、協力開始後 5 ヶ月間程度の間サイトに選定をおこなうこととして、協力を開始した。

また、事前調査時には、協力対象サイトの数は各国につき最大 5 カ所までとしていたが、各国の状況によって事業実施のペースが異なるため、一律に 5 カ所までと規定することが必ずしも適切ではないとの意見が表明された。そこで、協力対象サイト数については、各国実施機関のキャパシティーに応じて柔軟に検討し設定することとした。

付属資料 1 事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 19 年 3 月 27 日

担当：地球環境部第三グループ防災チーム

1. 案件名：中米広域 防災能力向上プロジェクト：“BOSAI”

2. 協力概要

(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

本プロジェクトは、中米 6 カ国¹（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）を対象とした広域プロジェクトである。本プロジェクトでは、各国数箇所のコミュニティ（以下「対象コミュニティ」）を選定し、コミュニティ防災活動を行うことにより、対象コミュニティとそれを管轄する市町村（以下「対象自治体」）の防災能力の向上を図ることと、その過程で得られた経験・知見を活用することにより、各国防災関連機関及び中米防災センター（CEPREDENAC²）がコミュニティ防災³を推進する能力を向上させることを目的とする。

(2) 協力期間

2007 年 4 月から 2012 年 3 月（5 年間）

(3) 協力総額（日本側） 約 3.75 億円

(4) 協力相手機関

CEPREDENAC 調整事務局、コスタリカ国家災害対策緊急委員会（CNE）、ホンジュラス災害対策常設委員会（COPECO）、エルサルバドル市民防災局（Civil Protection）、グアテマラ国家防災調整局（CONRED）、パナマ内務省市民防災機構（SINAPROC）、ニカラグア国家防災機構（SINAPRED）など

(5) 国内協力機関：内閣府、国土交通省、アジア防災センター、人と防災未来センター

(6) 裨益対象者及び規模、等：

対象コミュニティの住民および組織、対象自治体防災関係者、国レベル防災関連機関、ならびに CEPREDENAC 調整事務局

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

中米地域では、風水害、土砂災害、地震、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱え、これら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな阻害要因となっている。

¹ プロジェクト開始当初はニカラグアを除く 5 カ国を対象とし、ニカラグアは協力期間の途中から参加する見込みである。

² 中米防災センター（CEPREDENAC）は、中米統合機構（SICA）の下に設置された中米域内防災機関であり、センターの最高意思決定機能を持つ代表審議会は、主として各国の防災行政に責任をもつ国家防災責任機関、すなわちコスタリカ国家災害対策緊急委員会（CNE）、ホンジュラス災害対策常設委員会（COPECO）、エルサルバドル市民防災局（Civil Protection）、グアテマラ国家防災調整局（CONRED）、パナマ内務省防災局（SINAPROC）、ニカラグア国家防災委員会（SINAPRED）によって構成される。

³ 「コミュニティ防災」は、本文書においてはコミュニティと市町村レベルの自治体による災害予防、応急対応、復旧への取組みという意味で用いる。

かかる状況に対処するため、中米 6 カ国は、災害に強い社会を共に築くことを目的として、1993 年に中米統合機構（SICA）傘下の防災専門機関として中米防災センター（CEPREDENAC）を創設した。1998 年に中米地域に甚大な被害をもたらしたハリケーン「ミッチ」の後、中米諸国は国家レベルの防災体制を整えてきたが、今後防災の更なる推進のためには、地方自治体及びコミュニティレベルにおける防災力向上が必要である。このような背景の下、中米各国は 2005 年に我が国に対し、コミュニティ、地方レベルの防災能力向上に重点を置いた技術協力を要請してきた。

（2） 相手国政府国家政策上の位置付け

中米統合機構では、中米地域において最も上位の防災政策となる「中米防災 10 ヶ年計画 (Plan Regional de Reducción de Desastre: PRRD 2006-2015)」の策定作業が現在行われている。これは 6 カ国の大統領が災害に強い社会づくりへの決意を表明した「グアテマラ宣言 (1999 年)」に続き策定された「中米防災 5 ヶ年計画 (2000-2004)」の後継の計画である。同 10 ヶ年計画では、コミュニティレベルでの防災力強化、防災分野の人材育成の促進、防災が考慮された地域（市町村）開発計画の策定などが記載される予定であり、本プロジェクトの内容と合致する。

（3） 他国機関の関連事業との整合性

コミュニティ防災については、中米域内でドイツ技術協力公社（GTZ）、国際赤十字等が事業経験を有している。これら機関の協力はコミュニティに対して直接的に防災力向上の支援を行う草の根型の活動を中心としたものである。本プロジェクトは、上記機関がプロジェクトを実施していないコミュニティにおいて防災活動を行い、それを管轄する市町村も含めた防災力の向上と、その過程で得られた知見を活用することにより、各国防災関連機関や CEPREDENAC の能力向上を目指すものであり、上記機関の活動とは重複しない。

また、米州開発銀行は、本件プロジェクトの成果を活用し、それを面的に拡大するための事業形成を計画していることから、本プロジェクトの実施に関し緊密に協議している。また、防災関連基金の新設を計画している世界銀行とも、当方プロジェクトの成果普及段階における連携を念頭に情報交換、協議を行っている。

（4） 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

2005 年 7 月策定の JICA 中米・カリブ地域事業実施方針において、防災分野は教育、保健医療などとともに中米地域協力の重点分野のひとつであり、本プロジェクトは当該方針に沿って実施するものである。

4. 協力の枠組み

プロジェクト目標である「対象コミュニティ及び対象自治体の防災能力の向上と、各国防災関連機関及び CEPREDENAC 調整事務局のコミュニティ防災を推進する能力の強化」を達成するため、以下の活動を行う。

- ① 対象コミュニティにおいてハザードマップ作成や早期警報システム構築等の防災活動を実施することにより、対象コミュニティにおける防災体制の強化を図る。
- ② 対象コミュニティにおいて防災マニュアルの作成、防災啓発活動、及び避難訓練等を行うことにより、対象コミュニティにおける防災知識の向上を図る。
- ③ 対象自治体の防災担当者が本邦研修に参加し、自治体の防災計画に関するアクションプランを策定し、自治体管理者に対するセミナーを行うことにより、同アクションプランに示される防災の目標、施策、具体的活動を自治体の開発計画に取り入れることを目指す。
- ④ 各国防災関連機関及び CEPREDENAC 調整事務局の職員が本邦研修及び第三国研修に参加し、上記①②の活動において得られる知見をデータベースとして蓄積・活用することにより、これら機関がコミュニティ防災を推進する能力が強化されることを目指す。
- ⑤ CEPREDENAC 調整事務局及び各国防災関連機関が中心となって、本プロジェクトの成果やコミュニティ防災に関する情報共有を図ることにより、コミュニティ防災に係る情報、経験、手法等を広く普及する体制が構築されることを目指す。

〔主な項目〕

(1) 協力の目標 (アウトカム)

① 協力終了時の達成目標 (プロジェクト目標) と指標・目標値

「対象コミュニティ及び対象自治体の防災能力が向上するとともに、各国防災関連機関、及び CEPREDENAC 調整事務局のコミュニティ防災を推進する能力が強化される。」

<指標・目標値>

- 対象コミュニティの自然災害に対する脆弱性の減少
- 対象自治体の災害管理能力の向上
- 各国防災関連機関及び CEPREDENAC 調整事務局のコミュニティ防災に関する意識・知識の向上

② 協力終了後に達成が期待される目標 (上位目標) と指標・目標値

「コミュニティ防災にかかる情報、経験、手法等が、中米域内の異なる地域間で共有され、活用される」

<指標・目標値>

- 中米域内のコミュニティ及び自治体における、本プロジェクトの成果を活用した防災への取組み事例

注：下線部の活動・指標に関しては、本邦研修、第三国研修および CEPREDENAC への専門家派遣 (プログラム・コーディネーター) に関係するコンポーネントである。これらのコンポーネントはプロジェクト外の投入および活動であり、本プロジェクトではコントロールできない。したがって、本プロジェクトを評価する際には、これらの下線部を除いた部分について評価調査を実施する。

(2) 成果 (アウトプット) と活動

- ① アウトプット 1：住民、住民組織及び自治体の協同により、対象コミュニティにおける

防災体制が強化される。

<活動>

- ・対象コミュニティにおいて、防災活動グループを確立する。
- ・対象コミュニティにおいて、コミュニティ主導で災害リスクアセスメントを実施する。
- ・対象コミュニティにおいて、ハザードマップを作成する。
- ・対象コミュニティにおいて、適切な早期警報システムを構築する。
- ・上記対象コミュニティの活動を踏まえ、地方自治体において、防災計画（事前対策と事後対策）を策定する。
- ・上記活動を JICA 研修事業の帰国研修員、地方自治体、国レベルの防災担当者と協力、情報交換しつつ実施する。
- ・活動プロセスを記録、文書化する。

<指標・目標値>

- ハザード・マップの完成度向上
- 早期警報システムの機能改善
- コミュニティ・グループの成熟度向上

② アウトプット 2：対象コミュニティにおける防災知識が向上する。

<活動>

- ・対象コミュニティにおいて、防災マニュアルを策定する。
- ・対象コミュニティにおいて、防災マニュアルを活用して参加型ワークショップを開催する。
- ・対象コミュニティにおいて、防災マニュアルを活用して学校教師や児童への防災啓発活動を行う。
- ・対象コミュニティにおいて、定期的に避難訓練を行う。
- ・プロジェクト活動の進捗を半年ごとにモニタリングし、その結果を各国防災関連機関及び CEPREDENAC 調整事務局の代表者から成る合同調整委員会で報告する。
- ・対象コミュニティの住民、対象自治体担当者及びコミュニティ組織に対してプロジェクト活動の結果を発表する。

<指標・目標値>

- 各コミュニティでのワークショップ開催数・参加者数の増加
- 住民による十分な防災知識の習得
- 各学校での防災教育実施数・参加者数の増加
- 児童による十分な防災知識の習得
- 避難訓練の実施回数・参加者数の増加

③ アウトプット 3：対象自治体において防災計画実施のためのアクションプランが策定され、それに含まれる防災の目標、施策、具体的活動などが対象自治体の開発計画に含まれるようになる。

<活動>

- ・ 対象自治体の防災担当者が本邦研修「中米防災対策」に参加する。
- ・ 対象自治体の防災担当者は、自治体管理者と国家防災機関と協力し、自治体の防災計画のアクションプランを策定する。
- ・ 対象自治体の管理者を対象として、自治体の防災計画のアクションプランに示された防災の視点を開発計画に導入するためのセミナー、ワークショップを、帰国研修員を活用しつつ、開催する。

<指標・目標値>

- ・ 対象自治体の開発計画に防災への配慮が反映される。
- ④ アウトプット 4：中米各国における国の防災関連機関および CEPREDENAC 調整事務局において、コミュニティ防災を推進する能力が強化される。

<活動>

- ・ 各国防災関連機関及び CEPREDENAC 調整事務局のスタッフが、本邦研修「中米防災対策」及びメキシコでの第三国研修「市民安全と防災」に参加する。
- ・ 各国防災関連機関及び CEPREDENAC 調整事務局が、データの分析者向け研修に関する実施計画を策定し、研修を実施する。
- ・ 本プロジェクトの進捗状況、結果、教訓等の情報・データを管理するためのソフトウェアを作成・改善する。
- ・ 本プロジェクトに関する情報・データを取り纏め、上記のソフトウェアに入力し、データベースを構築する。
- ・ 各国防災関連機関が CEPREDENAC 調整事務局と協力し、上記データベースに集積された情報を活用し、防災実務者の執務参考資料としてコミュニティ防災の取組み実績・事例を盛り込んだ防災白書を作成する。

<指標・目標値>

- ・ 各国での各種防災関連データの的確な記録
- ・ 各プロジェクトサイトでの取組み結果の整理
- ・ 関係する国の防災関連機関、CEPREDENAC 調整事務局のコミュニティ防災に対する理解・意識の向上、及びその推進に必要な知識の増加

- ⑤ アウトプット 5：コミュニティ防災に係る情報、経験、手法を普及する体制が構築される。

<活動>

- ・ JICA 研修事業に参加した帰国研修員の同窓ネットワークを強化するため、メーリング・リスト作成、技術交換セミナーをおこなう。
- ・ CEPREDENAC 調整事務局及び各国防災関連機関が主導して、実務者間のコミュニティ防災に関する知識や教訓の交換・共有のために中米地域防災会議⁴を開催する。

⁴ CEPREDENAC 及び各国防災機関が主な構成員であり、パイロットプロジェクト実施自治体からの報告等を基に議論する。

- ・ CEPREDENAC 理事会（毎月開催）の場を利用し、年に一回程度、各国の国家防災機関の代表者に対して、プロジェクトの成果を説明する。
- ・ プロジェクトの優良事例を集めたパンフレットを各国の主な自治体の防災関係者に配布する。
- ・ CEPREDENAC 及び各国防災関連機関は、アウトプット 2 で作成した防災マニュアルを、サンプルとしてパイロット・サイト近隣の自治体及びコミュニティに配布するとともに、同様のマニュアルの作成方法やマニュアルを活用してのコミュニティ防災の実施方法を説明する。
- ・ アウトプット 4 における活動で構築したコミュニティ防災実施に関するデータベースをインターネットで公開する。

<指標・目標値>

- 中米地域防災会議の参加者数・発表件数の増加
- プロジェクト対象地域近隣のコミュニティでのマニュアル、データベースに関する説明会の増加

(3) 投入（インプット）

① 日本国側（総額約 3.75 億円）

- 1) 長期専門家：チーフ・アドバイザー、コミュニティ防災（2 名）
- 2) 短期専門家：流域・洪水管理、地震、地すべり、火山、津波など（延べ約 15 名）
- 3) 機材供与：通信機器、計測機器など
- 4) 在外事業強化費：セミナー実施経費、ローカルコンサルタント、ローカル NGO 活用経費など
- 5) 調査団：運営指導、中間評価など

② 中米側

- 1) カウンターパート
 - プロジェクト・ディレクター：CEPREDENAC 調整事務局（1 名）
 - プロジェクト・マネージャー：各国の国家防災責任機関（各国 1 名）
 - カウンターパート：各国防災関連機関担当者
- 2) プロジェクト実施に必要な執務室、施設設備などの提供
- 3) 運営・経常費用
 - 電気、水道などの使用料

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

- 1) 前提条件
 - 本プロジェクト実施に対する合意と協力が、各国の国家防災責任機関から得られる。
- 2) アウトプット達成のための外部条件
 - 各機関で配置されている防災担当者が短期間で交代しない。

- 本邦研修及び第三国研修が予定どおり実施される。
- CEPREDENAC 調整事務局により本プロジェクト及び上記研修の調整が円滑に行われる。
- 3) プロジェクト目標達成のための外部条件
 - 本邦研修、第三国研修およびワークショップを通じて育成された防災担当者が業務を続ける。
 - プロジェクト活動を制限するような大規模な自然災害が中米域内で発生しない。
- 4) 上位目標達成のための外部条件
 - 各国の国家防災責任機関および対象自治体は、本プロジェクトに対するコミットメント（予算、人材配置など）を継続する。
- 5) 上位目標を継続するための外部条件
 - 中米各国における国家防災計画および中米防災 10 ヶ年計画（PRRD）の内容が大幅に変更されない。

5. 評価 5 項目による評価結果

以下の観点から評価した結果、協力の実施は適切と判断される。

(1) 妥当性

- 日本政府が、ODA による防災分野協力の方針を示した「防災協力イニシアティブ」には、政策協議、セミナーの開催、啓発活動などを通じて、防災の重要性に関する開発途上国の意識向上を支援するとともに、防災の普及・定着を図ることが明記されている。また、地方自治体に対して、災害予防に関する計画の立案、組織能力の強化などを図るための協力を推進することが記されている。以上のように、本プロジェクトの内容は、日本政府の基本方針と合致する。
- 本プロジェクトは中米防災 10 ヶ年計画に掲げる目標の達成に資するものであり、協力の妥当性は高いと言える。

(2) 有効性

- 本プロジェクトは、プロジェクト専門家や国家防災機関が、対象コミュニティ及び自治体を指導し、コミュニティ防災を展開し、また、それらの活動により得られた知見を国家防災機関や CEPREDENAC が取りまとめ、各国で共有し、コミュニティ防災を広く推進するという構成であり、対象コミュニティや自治体の防災能力向上及びコミュニティ防災の普及に有効であると判断される。
- 対象 6 カ国では、既に防災分野の本邦研修や第三国研修が行われており、また、CEPREDENAC には専門家が派遣されていることから、プロジェクトを実施する素地が形成されている。

(3) 効率性

- 本件は広域協力として実施されることで、それぞれの国に個別に防災協力を行うのではなく、日本からの投入を域内各国で共有することができる。また、域内各国の防災の経験・知見を生かして域内のリソースを活用した相互協力が行われることから、効率的な事業運営が可能である。
- 本件では、中米各国及び近隣諸国の大学・研究機関、ローカルコンサルタント等、現地の人的・

知的資源を積極的に活用して、日本からの投入を抑え、費用対効果の高い事業実施を計画している。さらに、JICA の帰国研修員のネットワークを効果的に活用することにより、プロジェクト活動を通じて得られた知見・情報を域内での共有するための活動を効率的に実施できる。

(4) インパクト

- 本プロジェクトでは、現場での活動を通じて得られたコミュニティレベルにおける防災能力向上に係る知見を、CEPREDENAC 調整事務局が中心となってデータベースや防災マニュアルとして取りまとめ、提供する他、中米地域防災会議を開催することにより、対象 6 カ国間で共有する計画である。このため、将来より多くのコミュニティで防災能力向上活動を推進することが見込まれる。

(5) 自立発展性

- 本プロジェクトが取り組むコミュニティ防災は、中米 6 カ国政府の「災害に強い社会づくり」を目指す明確な方針に支えられており、また本協力が推進する中米 6 カ国間の相互協力は、CEPREDENAC を核として既に構築された防災分野における域内協力の枠組みを活用し、これを強化するものである。従って、本プロジェクトが志向する中米域内各国の相互協力を通じたコミュニティ防災の推進が、プロジェクト終了後も上記方針と確立された実施体制を背景に、自立的に発展していく可能性が高いと判断される。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

河川流域内の洪水危険度の高い地域や、地すべり・崩壊の危険性の高い斜面及び斜面下方の自然災害のリスクが高い場所に貧困層が多く居住することから、本プロジェクトは、貧困層の救済及び貧困削減に資する協力であると言える。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

ニカラグア国「ビジャヌエバ市自然災害脆弱性軽減およびコミュニティ農村開発支援プロジェクト」においては、コミュニティの防災力強化を図りこれを定着・持続させてゆくため、コミュニティのリーダーを育成することに重点を置いている。本プロジェクトのコミュニティ防災活動においてもリーダー育成に留意した取り組みを行っていく予定である。

8. 今後の評価計画

2009 年 12 月頃	中間評価調査団派遣予定
2011 年 12 月頃	終了時評価調査団派遣予定

付属資料 2 各国政府機関と署名した討議議事録 (R/D)

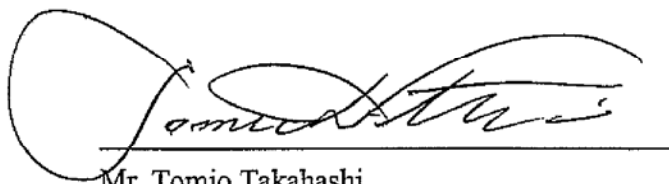
- 2-1 コスタリカ
- 2-2 エル・サルバドル
- 2-3 グアテマラ
- 2-4 ホンジュラス
- 2-5 パナマ

RECORD OF DISCUSSIONS
 BETWEEN
 THE RESIDENT REPRESENTATIVE OF JICA COSTA RICA OFFICE AND
 THE NATIONAL COMMISSION FOR RISK PREVENTION AND EMERGENCY
 ATTENTION OF THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF COSTA RICA
 ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
 FOR THE PROJECT ON CAPACITY DEVELOPMENT FOR DISASTER RISK
 MANAGEMENT IN CENTRAL AMERICA "BOSAI"

The Resident Representative of the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") in Costa Rica exchanged views and had a series of discussions with the Costa Rican authorities concerned, with the subject of risk prevention and emergency attention, with respect to desirable measures to be taken by JICA and Costa Rican Government for the successful implementation of the Project on Capacity Development for Disaster Risk Management in Central America "BOSAI".

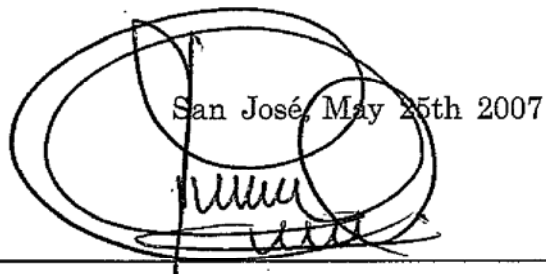
As a result of the discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Republic of Costa Rica, signed in Tokyo on 24 May in 1985 (hereinafter referred to as "the Agreement"), the Resident Representative of JICA and Costa Rican authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in the English and Spanish languages, each text shall be equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.



Mr. Tomio Takahashi
 Resident Representative,
 Japan International Cooperation Agency
 Costa Rica Office

San José, May 25th 2007



Mr. Daniel Gallardo Monge
 President
 National Commission for Risk Prevention
 and Emergency Attention/ Costa Rican
 Representative for CEPREDENAC

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND COSTA RICA GOVERNMENT

1. The Government of the Republic of Costa Rica will implement the Project on Capacity Development for Disaster Risk Management in Central America "BOSAI" (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with JICA and the Executive Secretariat of the Center of Coordination for the Prevention of Natural Disaster in Central America (hereinafter referred to as "SE-CEPREDENAC").
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA, as the executing agency for technical cooperation by the Government of JAPAN, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II. The provision of Articles V, VI and VII of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The provision of Article VIII of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF COSTA RICAN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive the Costa Rican personnel connected with the Project for technical training in Japan and third countries.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF

COSTA RICA

1. The Government of the Republic of Costa Rica will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Government of the Republic of Costa Rica will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Costa Rican nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Republic of Costa Rica.
3. In accordance with the provisions of Articles V y VI of the Agreement, the Government of the Republic of Costa Rica will grant in the Republic of Costa Rica privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article VIII of the Agreement, the Government of the Republic of Costa Rica will take the measures necessary to receive and use the Equipment provided by JICA under II-2 above and equipment, machinery and materials carried in by the Japanese experts referred to in II-1 above.
5. The Government of the Republic of Costa Rica will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by their personnel from technical training in Japan and third countries will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Government of the Republic of Costa Rica will provide the services of Costa Rican counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV.
7. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Government of the Republic of Costa Rica will provide the buildings and facilities as listed in Annex V.
8. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Costa Rica, the Government of the Republic of Costa Rica will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment,



instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above.

9. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Costa Rica, the Government of the Republic of Costa Rica will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Executive Secretary of SE-CEPREDENAC, as the Project Director, will bear overall responsibility for the coordination and administration of the Project.
2. The President of the National Commission for Risk Prevention and Emergency Attention, as a Project Manager, will be responsible of the implementation of the Project in Costa Rica.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to Costa Rican and SE-CEPREDENAC's counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VI.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA, Costa Rican authorities concerned, and SE-CEPREDENAC at the middle and during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.



VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VII of the Agreement, the Government of the Republic of Costa Rica undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Costa Rica except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA, Costa Rican Government and SE-CEPREDENAC on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Republic of Costa Rica, the Government of the Republic of Costa Rica will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Republic of Costa Rica .

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be 5 years starting from the date when the first Japanese expert arrives in any of the six member countries of the Center of Coordination for the Prevention of Natural Disaster in Central America (hereinafter referred to as "CEPREDENAC").

- ANNEX I MASTER PLAN
- ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS
- ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
- ANNEX IV LIST OF COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
- ANNEX V LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES




ANNEX VI JOINT COORDINATING COMMITTEE

A handwritten signature in black ink, consisting of a large, stylized letter 'G' with a small loop at the bottom.A handwritten signature in black ink, consisting of a stylized letter 'G' with a small loop at the bottom, similar to the signature on the left.

ANNEX I MASTER PLAN

The project will be implemented in accordance with the Master Plan as follows.

1. Title of the Project

The Project on Capacity Development for Disaster Risk Management in Central America, "BOSAI" (The original name of the requested project was "Project for Creation and Reinforcement of municipalities and Communities Networks on Natural Disaster Prevention in the Guanacaste Region of Costa Rica".)

2. Overall Goal

Information, knowledge, and methodologies on local disaster risk management in Central America are commonly utilized in different areas in the region.

3. Project Purpose

Communities' and municipal authorities' capacity for disaster risk management is strengthened in the target areas, and the capacity of CEPREDENAC members for promoting local disaster risk management is strengthened.

4. Outputs

- (1) The mechanism for disaster response and disaster risk reduction is strengthened in target communities in collaboration with inhabitants, community organizations, and municipal authorities.
- (2) Knowledge of disaster risk management is promoted in target communities.
- (3) Emergency response and disaster risk reduction goals, tools, and activities are included in the Municipal Development Plans among target areas.
- (4) Capacity for promoting local disaster risk management is enhanced in national disaster management and research institutions in each country and SE-CEPREDENAC.
- (5) Mechanism for disseminating and replicating processes, outcomes, and lessons of the Project to other areas in Central America is established.

5. Activities

- (1)-1 Identify/establish community groups for the implementation of the project.
- (1)-2 Conduct risk assessment in the project areas with community initiative, including monitoring of major hazards, disaster recurrence, vulnerability assessment, socio-economic characteristics, regulations on land utilization, etc.
- (1)-3 Elaborate an emergency response plan and risk reduction plan in communities and municipalities.

- (1)-4 Prepare risk maps in the project sites according to (1)-3.
- (1)-5 Establish an appropriate early-warning system in the selected project sites.
- (1)-6 Involve ex-trainees and municipal and national disaster management staff as facilitators of the activities as mentioned above.
- (1)-7 Analyze and document the process of the project activities.
- (2)-1 Prepare emergency response and disaster risk reduction manuals/guidelines with community groups and facilitators in the project site, in accordance with official national plans and risk management systems.
- (2)-2 Conduct participatory workshops on emergency response and disaster risk reduction by utilizing manuals/guidelines prepared in activity (2)-1.
- (2)-3 Raise awareness of school teachers and pupils in schools of project sites by utilizing the manuals/guidelines prepared in activity (2)-1.
- (2)-4 Conduct emergency drills regularly.
- (2)-5 Monitor the implementation of project activities every semester and report results to the Joint Coordination Committee (JCC).
- (2)-6 Present the results of project activities to the target communities, their municipal authorities, and community organizations.
- (3)-1 Staff of the target municipal authorities participates in “Disaster Control in Central America” training program in Japan in order to strengthen capacity for emergency response and disaster risk reduction. (See Activity (4)-1)
- (3)-2 Hold seminars and workshops on planning of disaster risk management for management personnel in local government by utilizing the ex-trainees coming back from Japan as facilitators.
- (3)-3 Draft and deliver action plans on municipal emergency response and disaster risk reduction under the leadership of national institutions in collaboration with ex-trainees and management personnel in local governments, and conduct follow-up programs.
- (4)-1 Staff of CEPREDENAC members (one from the national level in each country and one from SE-CEPREDENAC) participates in “Disaster Control in Central America” training program in Japan. (See Activity (3)-1)
- (4)-2 Staff of CEPREDENAC members participates in the third country training program “Civil Protection and Disaster Prevention” in Mexico.
- (4)-3 Establish, revise, and modify the database that integrates the progresses, results, achievements, lessons, experiences, and resources of the Project related to emergency response, disaster risk reduction, and research outcomes in each country.
- (4)-4 Formulate and implement a training program for data analysts.
- (4)-5 Collect data and information in each project site and feed this information into the database.

- (4)-6 Prepare white paper that includes events and achievements on emergency response, legal framework, risk management strategies, and project results in Central America under responsibility of the national institutions for disaster management in each country in coordination with SE-CEPREDENAC.
- (5)-1 Strengthen alumni network on “Disaster Control in Central America” for ex-trainees coming back from Japan.
- (5)-2 Conduct forums that allow exchanges of knowledge and lessons learned in project sites and other related areas in Central America.
- (5)-3 Present the results of the project to the representatives of the national institutions for disaster management in Central America under the leadership of SE-CEPREDENAC.
- (5)-4 Elaborate pamphlets on good practices of local disaster risk management developed in the Project, and distribute them to the personnel related to disaster risk management in local governments in other areas.
- (5)-5 Distribute the manuals/guidelines prepared in activity (2)-1 to neighboring municipalities and communities, and explain how to elaborate and utilize such manuals/guidelines in their respective localities.
- (5)-6 Provide the database information established in activity (4)-3 through Internet.

Remark

Underlined parts in inputs and activities are related to the components of training programs in Japan and third countries as well as dispatch of a Japanese expert for CEPREDENAC. These components are invariable inputs and activities, and the project, per se, cannot control them. Therefore, the evaluation study of this project is going to be conducted except underlined parts.